

定住促進課から

各種届け出は住民室(内線112)、住宅のことは住まい室(内線116、117)

国民年金は、保険料の免除・納付猶予制度(申請)があります

国民年金保険料を納付することが困難な場合、申請によって保険料の納付が免除、猶予となる「保険料免除」「若年者納付猶予」の制度があります。

免除、納付猶予を受けずに保険料未納の状態のまま死亡、障害の場合、遺族基礎年金、障害基礎年金を受けられないことがあります。忘れずに保険料の免除、納付猶予申請をしましょう。

ただし、その間保険料の支払い額は少ないため、将来受け取る年金額は少なくなりません。

免除期間の保険料は、将来受け取る年金額を満額に近づけるために、10年以内であればさかのぼって全額納付することができます。

免除承認期間は7月から翌年6月までです。

▼全額免除 免除期間は受給資格期間として

算定されますが、全額納付に比べ、年金額が2分の1になります。

▼一部免除(一部納付)

「4分の1」「2分の1」「4分の3」と3段階あります。前年所得を基に審査が行われます。

申請者、申請者の配偶者、世帯主の前年所得によって全額免除、一部免除が決定します。

▼若年者納付猶予

一定以上の所得のある世帯主と同居している30歳未満の申請者の場合、本人、配偶者の前年所得を基に審査が行われます。

▼失業による特例免除

申請する年度または前年度に失業(退職)している場合に対象になります。申請者以外の「申請者の配偶者、世帯主」の前年所得によって該当段階が判定されます。

雇用保険受給者証、雇用保険被保険者離職票が必要です。

他の市町村から転入した方は、源泉徴収票、確定申告書の写しなど、前年の所得状況を証明するものをご持参ください。

本年度の申請は、印鑑をご持参ください(役場1階1番窓口)。旭川年金事務所は ☎27-1161

1

企画総務課から

調査報告会のお問い合わせは ☎(内線221)、その他のお問い合わせは企画財政室 ☎(内線226)

忠別川上流災害の調査報告会を開きます

昨年8月、忠別川上流で起きた河川災害の調査報告会「平成22年8月豪雨、忠別川上流災害調査報告会」集中豪雨による被災実態と地域の防災について」を開きます。

調査報告は、同災害調査団長の清水康行北海道大学大学院工学研究院教授(水圏環境工学分野)、地域防災に関して、NPO(非営利活動)法人環境技術研究センター、鈴木英一理事長がそれぞれ発表を担当します。

日時 7月14日(木)午後3時 場所 農村環境改善センター 会場 役場第1小会議室(1階) 定員 各10人 受講料 無料

町民パソコン教室を開きます

旭川ケーブルテレビ㈱(CATVポテト)が町民パソコン教室を開きます。パソコン初心者からもうと便利に使い方を学びたい方が対象です。

講座内容は、A「インターネットの使い方」、B「電子メールの使い方」、C「ウィンドウズの基本から便利な使い方」。

日時 ①②7月3日(日)「講座A+C」(午前10時半〜正午)、③「講座B+C」(午後1時半〜同3時) ④同月13日(水)「講座B+C」(午前10時半〜正午)、「講座A+C」(午後1時半〜同3時) ⑤⑥同月20日(水)「講座A+C」(午前10時半〜正午)、「講座B+C」(午後1時半〜同3時)

会場 役場第1小会議室(1階) 受講料 無料 申し込み 旭川ケーブルテレビ㈱、吉岡さん、本間さん(☎22-0707)

都市建設課から

お問い合わせは公共施設管理室 ☎(内線238)

排水設備工事責任技術者試験のお知らせ

排水設備指定工事店の資格要件に排水設備工事責任技術者制度を導入しました。次のとおり第16回北海道排水設備工事責任技術者試験の全道統一試験、試験講習を行います(講習は10月、既登録者は受験不要)。

日時 11月2日(水)午後1時半から 受付期間 9月1日(木)〜同月12日(月)午前9時〜正午、午後1時〜同3時半(土・日除く)

2

手数料 受験料4千円、受講料3千円(テキスト代含む)、試験制度変更のため、来年度(24年度)から費用が上がります。

保健福祉課から

お問い合わせ、申請は社会福祉室 ☎(内線502、503)、健康と食は保健指導室(内線505〜507)、高齢者介護は地域包括支援センター(内線508)

「福祉医療受給者証」の更新時期です

現在ご使用中の「重度心身障害者」「ひとり親家庭等」「乳幼児等」それぞれの医療費受給者証は有効期限が7月31日(日)までです。継続して必要な場合、更新申請が必要です。

入院の医療費助成を受ける方は別途申請が必要です。助成対象は小、中学生に拡大しています。認定結果は、7月末日までに郵送いたします。

申請手続きは次の書類をそろえて申請してください。

①乳幼児等医療費受給資格認定申請書②振込口座が分かるもの

手当の種類と支給額

Table with 3 columns: 手当の種類, 支給額(月額、円), 支給月. Rows include 特別障害者, 障害児福祉, 特別児童扶養 (1級, 2級).

(保護者のもの) ③保険証(子供のもの) ④限度額認定証⑤印鑑

ご存じですか? 障がい児者の方への経済支援

障がいがある方のための経済的な支援として、国の手当支給制度があります。

◇障がい児(者)本人に支給される手当

①特別障害者手当

○著しい重度の障がいがあるため、日常生活で常に特別の介護が必要な20歳以上の在宅の方

○病状または精神障害が2つ以上の方

○介護保険の要介護度4、5で特別な介護が必要な方に支給されます。

②障害児福祉手当 精神または身体に重度の障がいがあるため、日常生活において常に介護が必要な20歳未満の児童を養育している父母などに支給されます。

③特別児童扶養手当 精神または身体に中程度以上の障がいがある20歳未満の児童を養育している父母などに支給されます。

④申請時に必要なもの ①直近の生活保護の決定通知書(生活保護を受けている方のみ) ②平成23年度の市町村民税が所得割非課税であることを証する書類(①を添付の場合または23年1月1日現在、本町に世帯全員の住民票があった方は不要) ③在学証明書(高等学校) ④預金通帳の写し(口座番号等が分かる面)

⑤支給 審査の上、支給が決定する場合は支給額が月末にご指定の口座に振り込みになります。

⑥申請時にご持参のうえ、受診してください。

⑦「集団検診」をご希望の場合は、旭川がん検診センター ☎53-7111に予約のうえ、保健指導室にご連絡ください。「東川町がん検診受診券」を発行します。

⑧「東川町がん検診受診券」を発行します。受診券をご持参のうえ、受診してください。

⑨⑩ともに町の特定健診も同時に受診可能です。料金は「平成23年度健診のご案内(保存版)」をご覧ください。